

「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令案」に係る意見募集の結果について

令和6年11月
厚生労働省医薬局
監視指導・麻薬対策課

標記について、令和6年8月20日から同年9月18日まで御意見を募集したところ、計2件の御意見をいただき、うち1件は本件とは直接関係の無い御意見でした。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する当省の考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

	御意見の概要	御意見等に対する考え方
1	物質名に「アセテート」、「プロピオネート」が使用されているが、英語の化合物名を日本語訳する際の字訳基準に従えば、それぞれ「アセタート」、「プロピオナート」になるのでこちらにすべきではないでしょうか。法令を見ると「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令」では字訳基準に基づいた「カルボキシラート」（3点）、「ブタノアート」（7点）が使用されています。「麻薬及び向精神薬取締法」では発音に近い「アセテート」（1点）が使用されています。	本政令改正により麻薬として新規指定する3物質については、現在、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15号の規定に基づき「指定薬物」として規制されている物質です。本改正により「指定薬物」から「麻薬」へ格上げ（規制強化）するにあたり、その連続性を担保するため、物質名については、現在、指定薬物として規制されている名称から変更を行わないこととさせていただきます。

※御意見募集時においては、定めようとする政令の題名を「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令」としておりましたが、令和6年9月11日に公布された大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和6年政令第283号）第2条の規定により、「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令」の題名が「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令」に改められたことから、制定された政令の題名は、「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令の一部を改正する政令」となりました。